

令和2年12月25日

返還金の回収状況及び令和元年度業務実績の評価について

I 返還金の回収状況等について

1. 返還金回収状況	4
2. 学種別延滞債権数割合	6
3. 新規返還者の初年度末回収率	7
4. 振替口座加入率（新規返還開始者）	8
5. 減額返還者数・返還期限猶予者数	9
6. 年度末返還期限猶予事由別債権額の推移	10
7. 返還できない事情（アンケート調査）	11
8. 機関保証加入者数・割合	12
9. 代位弁済状況	13
10. 延滞年数別債権数及び債権額	14
11. 総貸付金残高に占める3か月以上延滞債権額	16

II 中期計画及び令和2年度計画での目標値

1. 中期計画及び令和2年度計画の主な目標値（回収促進）について	18
(1) 総回収率 （当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）	19
(2) 当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）回収率	21
(3) 要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合の改善率	23
(4) 要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合	25

III 独立行政法人日本学生支援機構の

令和元年度における業務の実績に関する評価

（令和2年9月文部科学大臣）

【「総合評定」及び「返還金の回収促進」関連箇所抜粋】

1. 総合評定	28
2. 項目別評定	29

I 返還金の回収状況等について

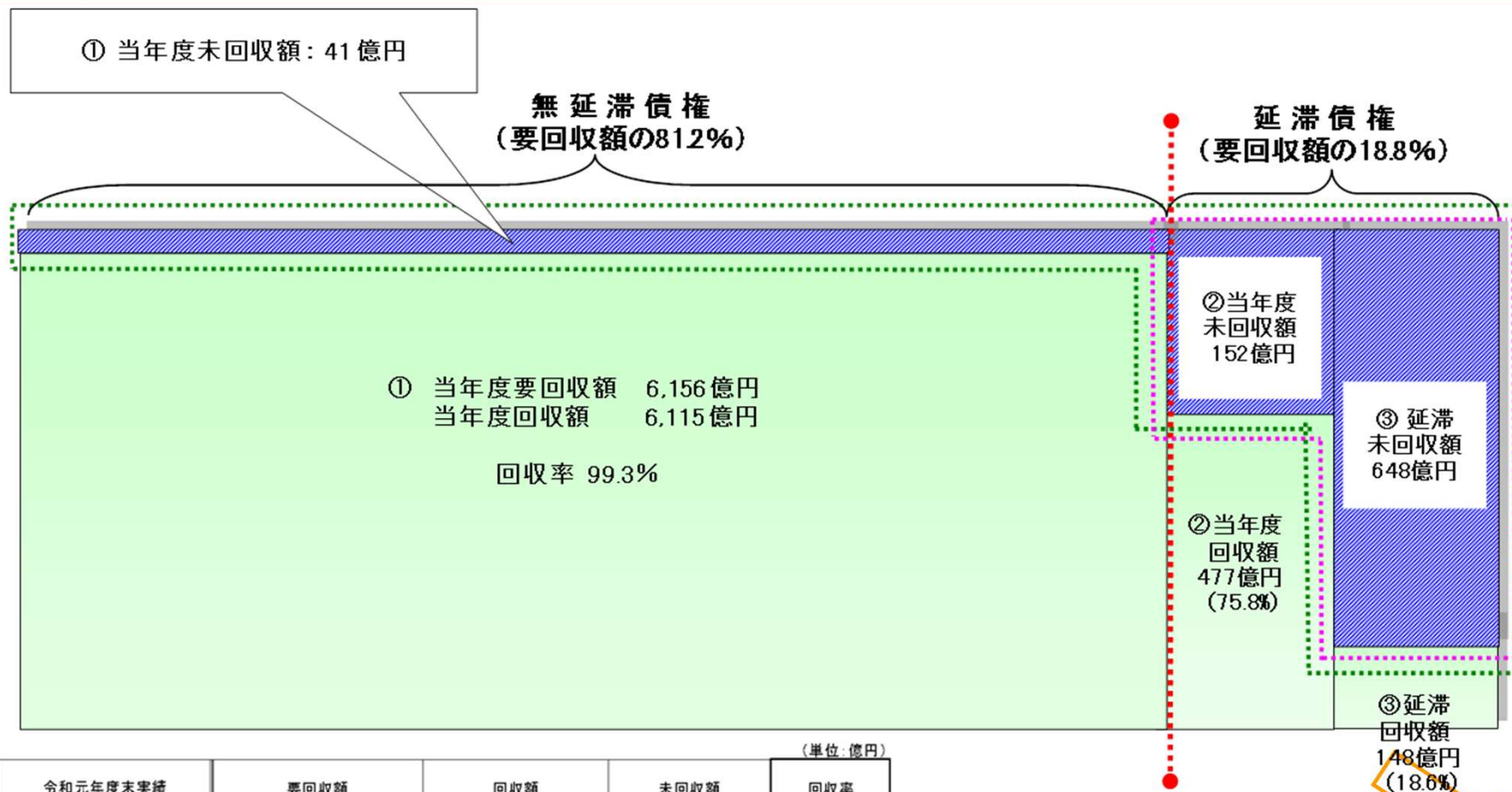
1 返還金回収状況 1/2

(単位:億円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
要 回 収 額 (A)	6,262	6,613	6,965	7,292	7,581
回 収 額 (B)	5,382	5,747	6,111	6,437	6,740
回 収 率 (B/A)	85.9%	86.9%	87.7%	88.3%	88.9%
当年度分(①+②)	96.7%	96.8%	97.0%	97.0%	97.1%
延滞分(③)	16.3%	16.7%	17.5%	17.8%	18.6%
未回収額 (A-B) (翌年度における延滞分要回収額)	880	866	854	855	841
繰 上 返 還 額	1,702	1,818	1,789	1,801	1,689

- (注) 1. 要回収額(A)とは、当該年度中に返還すべき額(元金)で、返還期日到来分のみ。
 2. 要回収額(A)及び回収額(B)には、繰上返還額を含まない。
 3. 繰上返還額とは、返還期日未到来の割賦金のうち、返還された額(元金)
 4. 四捨五入の関係で計等が一致しない場合がある。

1 返還金回収状況 2/2



(単位: 億円)

令和元年度末実績	要回収額	回収額	未回収額	回収率	
当年度①	6,156	6,115	41	99.3%	
延滞分	当年度②	629	477	152	75.8%
	延滞③	796	148	648	18.6%
	計(②+③)	1,425	624	800	43.8%
計(①+②+③)	7,581	6,740	841	88.9%	
当年度計(①+②)	6,785	6,592	194	97.1%	

翌年度における延滞分
要回収額 841億円

- (注) 1. 「無延滞債権」及び「延滞債権」は令和元年度期首における状態である。
2. 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額で、返還期日到来分のみ。
3. 要回収額及び回収額には、繰上返還額を含まない。
4. 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

2 学種別延滞債権数割合

(単位: %)

区 分	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
第 一 種 奨 学 金	6.4	6.2	5.9	5.8	5.4
高 等 専 門 学 校	6.3	6.1	5.9	6.0	5.4
短 期 大 学	8.8	8.2	7.8	7.6	7.0
大 学	6.9	6.7	6.3	6.1	5.6
大 学 院 校	3.6	3.6	3.5	3.4	3.2
専 修 学 校 (専 門 課 程)	8.4	8.1	7.8	7.7	7.3
第 二 種 奨 学 金	8.2	8.2	8.1	8.0	7.5
高 等 専 門 学 校	6.1	5.4	5.5	5.4	5.4
短 期 大 学	9.3	9.2	8.9	8.8	8.3
大 学	7.5	7.5	7.3	7.2	6.8
大 学 院 校	4.9	5.1	5.1	5.4	5.3
専 修 学 校 (専 門 課 程)	10.4	10.4	10.2	10.2	9.6
計	7.6	7.5	7.3	7.2	6.8

(注) 延滞債権数割合 = $\frac{\text{延滞債権数}}{\text{延滞債権数} + \text{無延滞債権数}}$

高等学校等奨学金については、平成17年度より都道府県に事業を移管したため、集計からは除いている。

3 新規返還者の初年度末 回収率

(単位:億円)

区 分		平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
第一種奨学金	要回収額(A)	70	73	78	85	87
	回収額(B)	69	72	77	84	86
	回収率(B/A)	98.4%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%
第二種奨学金	要回収額	176	173	167	158	150
	回収額	171	167	162	152	146
	回収率	97.0%	96.9%	96.9%	96.8%	97.0%
合 計	要回収額	246	246	245	243	237
	回収額	239	239	239	236	231
	回収率	97.4%	97.3%	97.4%	97.3%	97.5%

(注)新規返還者とは、当該年度の10月から3月までに返還が開始する貸与終了者(満期者及び退学・辞退等による貸与終了者)をいう。

4 振替口座加入率(新規返還開始者)

単位(%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規返還開始者	99.7	99.7	99.8	99.7	99.6
高等専門学校	99.9	99.9	99.9	99.9	100.0
短期大学	99.7	99.8	99.8	99.8	99.7
大学	99.7	99.7	99.7	99.7	99.6
大学院	99.8	99.8	99.8	99.8	99.7
専修学校 (専門課程)	99.7	99.7	99.8	99.8	99.6
総 合	97.4	97.6	97.8	97.9	98.1

(注) 新規返還開始者とは前年度3月の満期者をいう。

5 減額返還者数・返還期限猶予者数

[減額返還者数]

(単位:件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1/2返還	18,464	21,013	16,448	12,974	11,489
1/3返還	—	—	11,604	16,590	19,413
合計	18,464	21,013	28,052	29,564	30,902

(注)1/3返還は、平成29年度より利用可能となった。

[返還期限猶予者数]

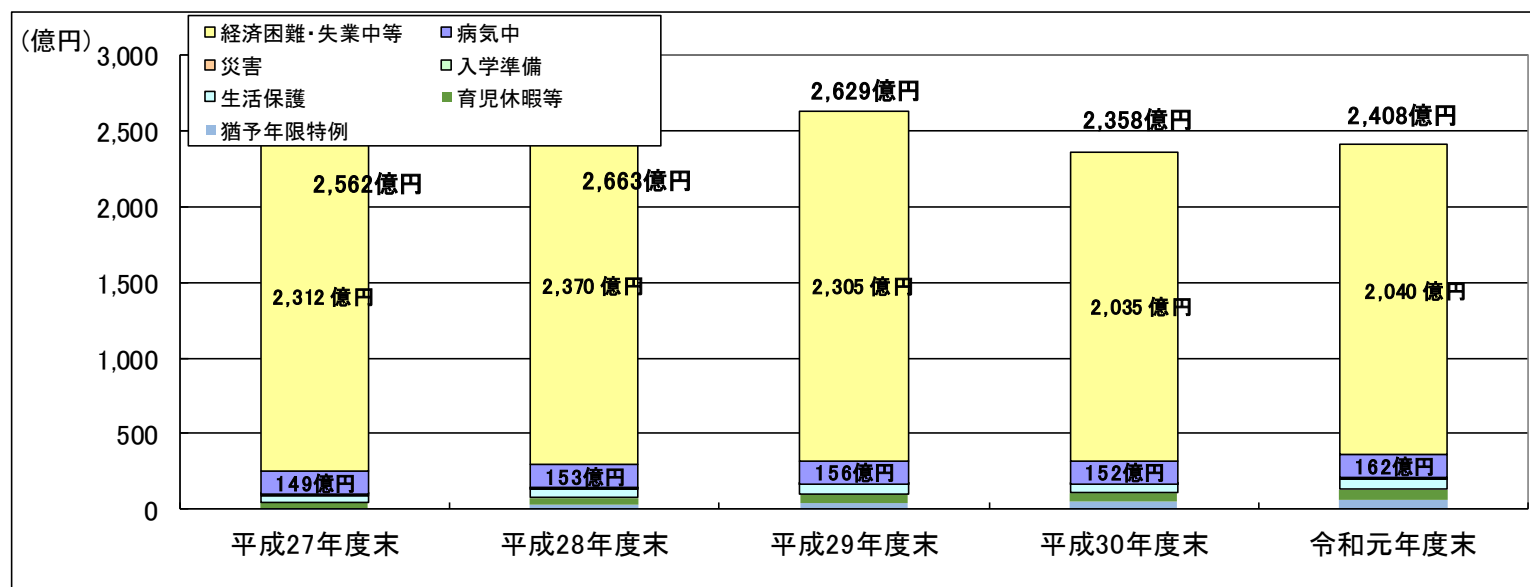
(単位:件)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
病氣中	9,152	9,229	9,557	8,980	10,127
災害	329	678	242	151	161
入学準備	399	422	311	260	285
生活保護	3,850	4,218	4,522	4,385	5,319
経済困難・失業中等	130,018	133,379	132,366	117,801	122,877
育児休暇等	3,319	4,032	5,087	5,139	6,237
猶予年限特例	1,023	2,291	3,392	4,039	5,163
合計	148,090	154,249	155,477	140,755	150,169

(注)1.「猶予年限特例」は、「所得連動返還型無利子奨学金(平成24～28年度採用者)」における経済困難等事由を含む。

2.育児休暇等及び猶予年限特例(所得連動型無利子奨学金)については平成26年度より集計を開始した。

6 年度末返還期限猶予事由別債権額の推移



(単位：億円)

区分	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
病 氣 中	149	153	156	152	162
災 害	1	7	2	2	2
入 学 準 備	3	2	2	1	1
生 活 保 護	49	56	60	60	69
経済困難・失業中等	2,312	2,370	2,305	2,035	2,040
育児休暇等	38	46	60	56	69
猶予年限特例	10	29	45	52	65
計	2,562	2,663	2,629	2,358	2,408

(注)1.在学猶予、特別猶予、期限内猶予及び期限延期猶予を除く。

2.「猶予年限特例」は、「所得連動返還型無利子奨学金(平成24～28年度採用者)」における経済困難等事由を含む。

3.育児休暇等及び猶予年限特例(所得連動返還型無利子奨学金)については平成26年度より集計を開始した。

7 返還できない事情(アンケート調査)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
調査対象	調査時点(平成27年1月)において延滞3月以上の者	調査時点(平成28年1月)において延滞3月以上の者	調査時点(平成29年1月)において延滞3月以上の者	調査時点(平成30年1月)において延滞3月以上の者	調査時点(平成31年1月)において延滞3月以上の者
発送件数	19,518件	19,658件	19,623件	19,628件	19,658件
有効回答数	3,764件	2,941件	2,838件	3,329件	3,023件
有効回答率	19.3%	15.0%	14.5%	17.0%	15.4%
本人の低所得	51.6%	67.2%	64.5%	64.4%	64.0%
親の経済困難 (本人が親へ経済援助をしており支出が多い)	25.9	29.8	25.8	24.2	22.8
親の経済困難 (本人の親が返還する約束)	20.2	20.8	24.5	23.8	22.6
延滞額の増加	46.8	53.8	47.5	45.0	39.9
本人が失業中(無職)	16.6	17.7	27.4	24.4	24.3
本人の借入金の返済	26.0	34.8	30.9	29.3	30.6
本人が病気療養中	7.5	7.1	11.5	12.5	11.4
家族の病気療養	12.2	13.0	16.5	16.1	16.1
配偶者の経済困難	9.0	9.1	9.1	8.4	8.3
本人が学生(留学を含む)	0.8	1.4	2.0	1.8	2.3
忙しい(金融機関に行けない)	7.1	9.7	8.3	8.1	8.8
返還するものだとは思っていない	0.6	1.5	1.9	1.4	2.0
その他	8.5	7.3	8.7	8.1	8.4

注1: 日本学生支援機構が実施している「奨学金の返還者に関する属性調査」(アンケート調査)から集計したものである。

注2: 複数回答のため合計は100%にならない。

8 機関保証加入者数・割合

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第一種奨学金	機関保証選択数(件) ……A	67,634	62,673	75,602	91,212	104,074
	新規採用数(件) ……B	168,443	163,848	177,470	196,527	194,818
	A/B (%)	40.2%	38.3%	42.6%	46.4%	53.4%
第二種奨学金	機関保証選択数 (件) ……A	131,602	123,176	118,469	116,199	132,006
	新規採用数(件) ……B	289,983	285,942	263,441	238,637	242,512
	A/B (%)	45.4%	43.1%	45.0%	48.7%	54.4%
合 計	機関保証選択数(件) ……A	199,236	185,849	194,071	207,411	236,080
	新規採用数(件) ……B	458,426	449,790	440,911	435,164	437,330
	A/B (%)	43.5%	41.3%	44.0%	47.7%	54.0%

(注) 機関保証制度選択数とは、奨学生採用時に機関保証を選択した件数であり、人的保証から機関保証への変更分は含まない。

9 代位弁済状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第一種奨学金	件数 (件)	1,308	1,482	1,920	2,295	2,844
	金額 (億円)	20	22	28	34	41
第二種奨学金	件数 (件)	5,860	6,428	7,969	8,925	10,229
	金額 (億円)	133	150	184	203	231
合 計	件数 (件)	7,168	7,910	9,889	11,220	13,073
	金額 (億円)	153	172	213	237	272

注1: 金額には元金に加えて、利息及び延滞金が含まれる。

注2: 金額はそれぞれ四捨五入しているため、各項目の計は合計と必ずしも一致しない。

10 延滞年数別債権数及び債権額 1/2

【債権数】

(単位:千件)

区分	延滞8年以上	7~8	6~7	5~6	4~5	3~4	2~3	1~2	0~1	延滞計	無延滞	合計
第一種	33	3	3	3	3	3	3	5	66	121	1,613	1,734
第二種	16	3	3	3	3	4	5	13	174	225	2,835	3,060
合計	49	6	6	6	6	7	9	18	240	346	4,447	4,793

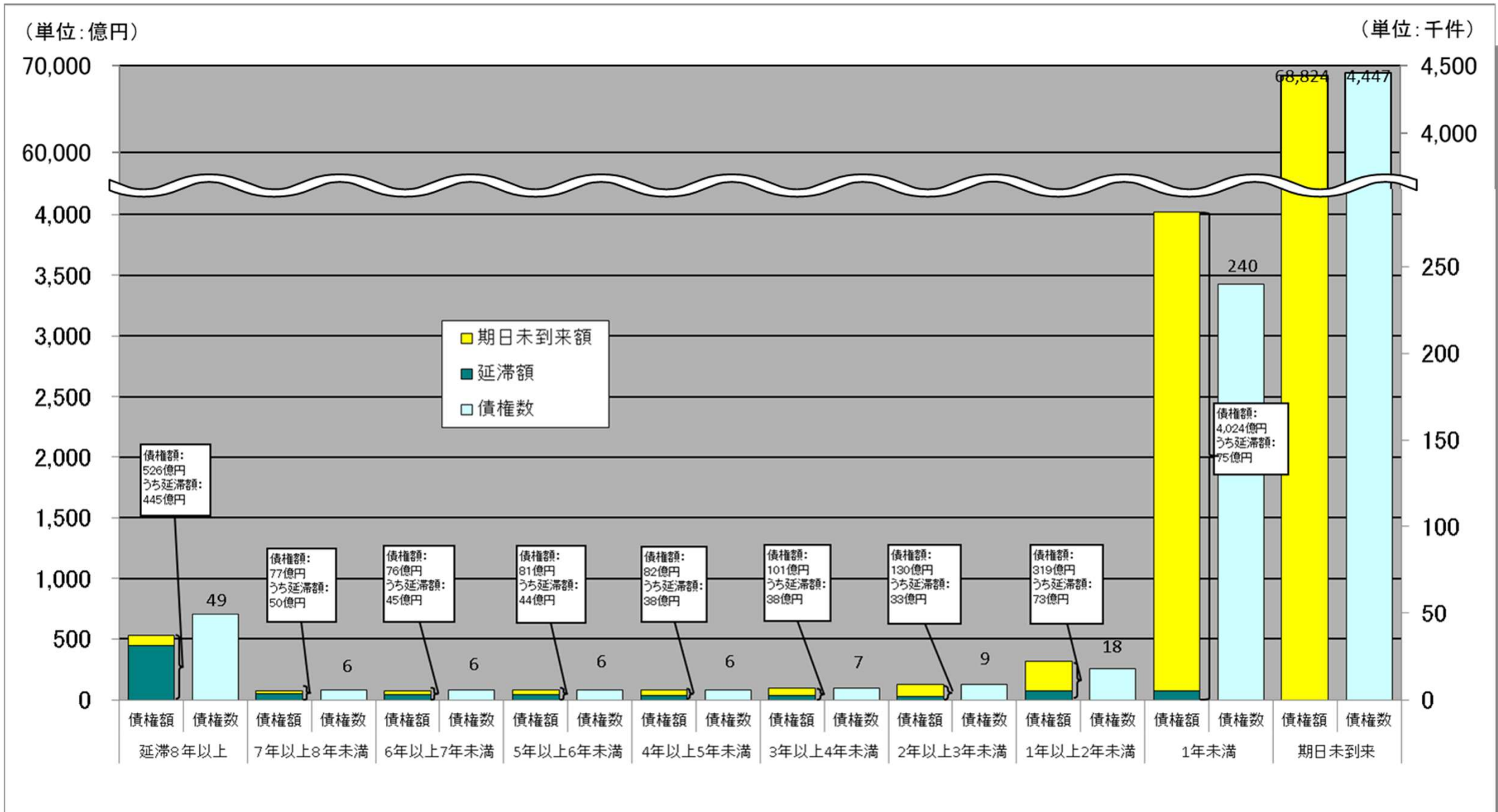
【債権額】

(単位:億円)

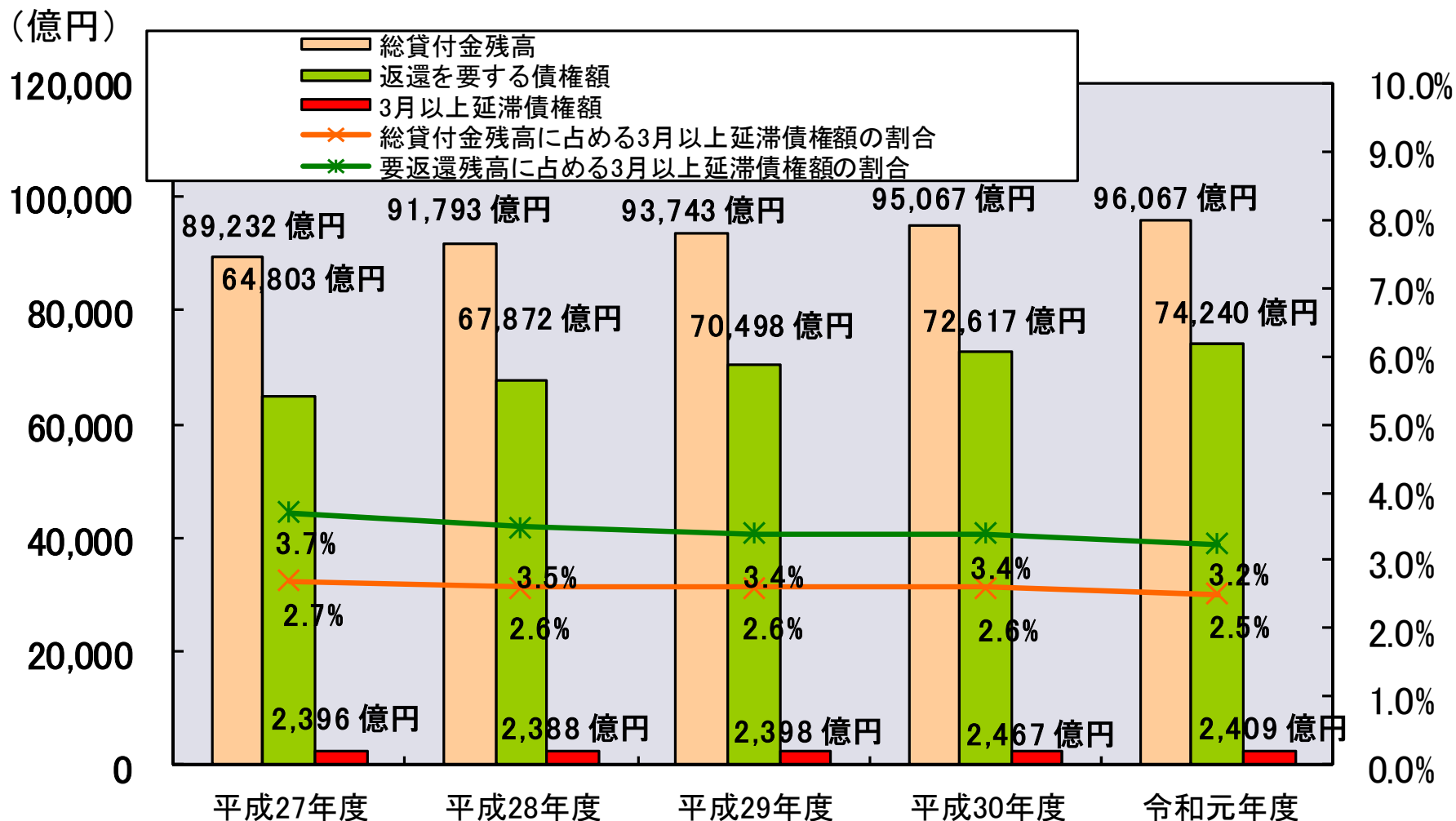
区分	延滞8年以上	7~8	6~7	5~6	4~5	3~4	2~3	1~2	0~1	延滞計	無延滞	合計	
第一種		234	22	20	22	20	23	30	57	791	1,219	19,635	20,854
	延滞額	217	16	14	13	10	10	9	13	16	320	0	320
	期日未到来額	17	6	6	9	9	13	21	44	775	899	19,635	20,534
第二種		292	55	55	59	62	78	100	263	3,233	4,197	49,189	53,387
	延滞額	228	33	31	31	28	28	24	60	59	522	0	522
	期日未到来額	64	21	25	29	34	50	76	202	3,174	3,676	49,189	52,865
合計		526	77	76	81	82	101	130	319	4,024	5,416	68,824	74,240
	延滞額	445	50	45	44	38	38	33	73	75	841	0	841
	期日未到来額	81	27	31	37	43	63	97	246	3,949	4,575	68,824	73,399

※金額はそれぞれ四捨五入しているため、各項目の計は合計と必ずしも一致しない。

10 延滞年数別債権数及び債権額 2/2



11 総貸付金残高に占める3か月以上延滞債権額



(注) 「返還を要する債権額」とは、「期末貸与金残高」から貸与継続中を控除した債権額であり、返還期日未到来分を含む。

Ⅱ 中期計画及び令和2年度計画での目標値

1 中期計画及び令和2年度計画の主な目標値(回収促進)について

(1) 貸与型奨学金の総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に91.4%以上にすることを目指す。

令和2年度目標値 89.53%

(2) 貸与型奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率を中期目標期間中に97.3%以上とすることを目指す。

令和2年度目標値 97.11%

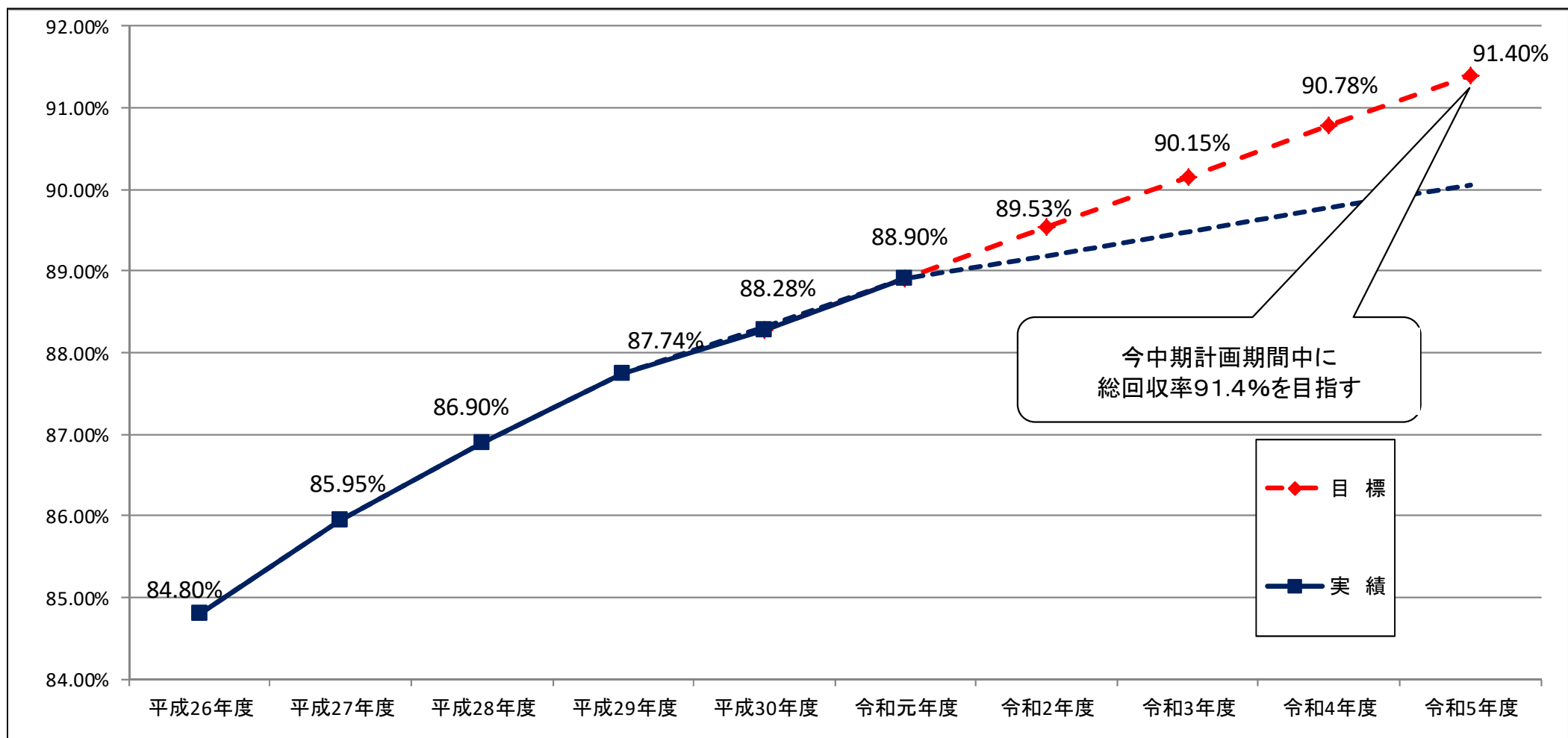
(3) 貸与型奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に10%以上改善することを目指す。

令和2年度目標値 3.42%

(4) 貸与型奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合を3.26%以下とすることを目指す。

令和2年度目標値 3.34%

(1) 総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)



区分	第3期中期計画期間					第4期中期計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標						88.90%	89.53%	90.15%	90.78%	91.40%
実績	84.80%	85.95%	86.90%	87.74%	88.28%	88.90%				

(1) 総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)

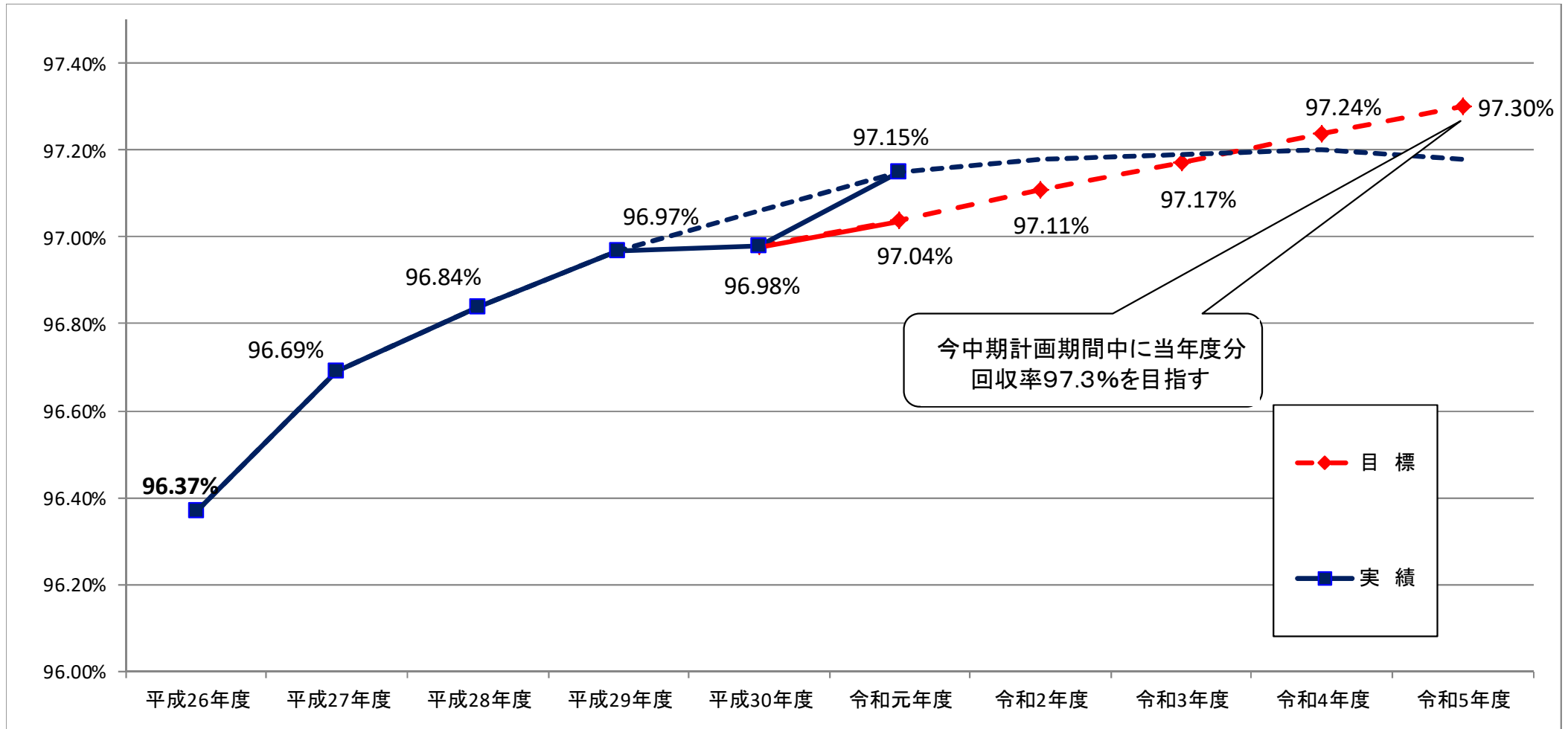
回収率はすでに非常に高く頭打ちの状況であり、上昇の幅は年々低くなっており(※1) (「収穫逦減の法則」※2)、令和5年度に目標値の91.4%まで上昇することは困難と見込まれます。

※1 回収促進策の効果による長期延滞者の減少と、延滞となりにくい新規返還者の増加によって、機構の債権全体の回収率は、継続的に上昇しています。

しかし、すでに、現在の回収率は非常に高い状況にあり、新規返還者の回収率(過去3年の平均:97.4%)との差が小さくなっていることから、上昇の幅が低減しております。

※2 初期段階では資金等の投入を増やせば効果は増加するが、やがて効果の増加分は次第に減っていき、ついに頭打ちになるというもの

(2) 当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)回収率



区分	第3期中期計画期間					第4期中期計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標						97.04%	97.11%	97.17%	97.24%	97.30%
実績	96.37%	96.69%	96.84%	96.97%	96.98%	97.15%				

(2) 当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)回収率

回収率はすでに非常に高く頭打ちの状況であり、上昇の幅は年々低くなっており(※1) (「収穫逦減の法則」※2)、第4期中期目標期間中に低下に転じる(※3低下に転じる理由は後記のとおり)と見込まれるため、令和5年度に目標値の97.3%を達成することは困難と見込まれます。

平成30年度の回収率の上昇が小さく、令和元年度の上昇が大きかったことは、平成30年度に返還期限猶予利用債権が減少し(※4減少した理由は後記のとおり)、令和元年度に回復したことが影響しているため、この影響がなかった場合の推計値をもとに、青字点線のとおり推移すると見込まれます。

※1 回収促進策の効果による長期延滞者の減少と、延滞となりにくい新規返還者の増加によって、機構の債権全体の回収率は、継続的に上昇しています。

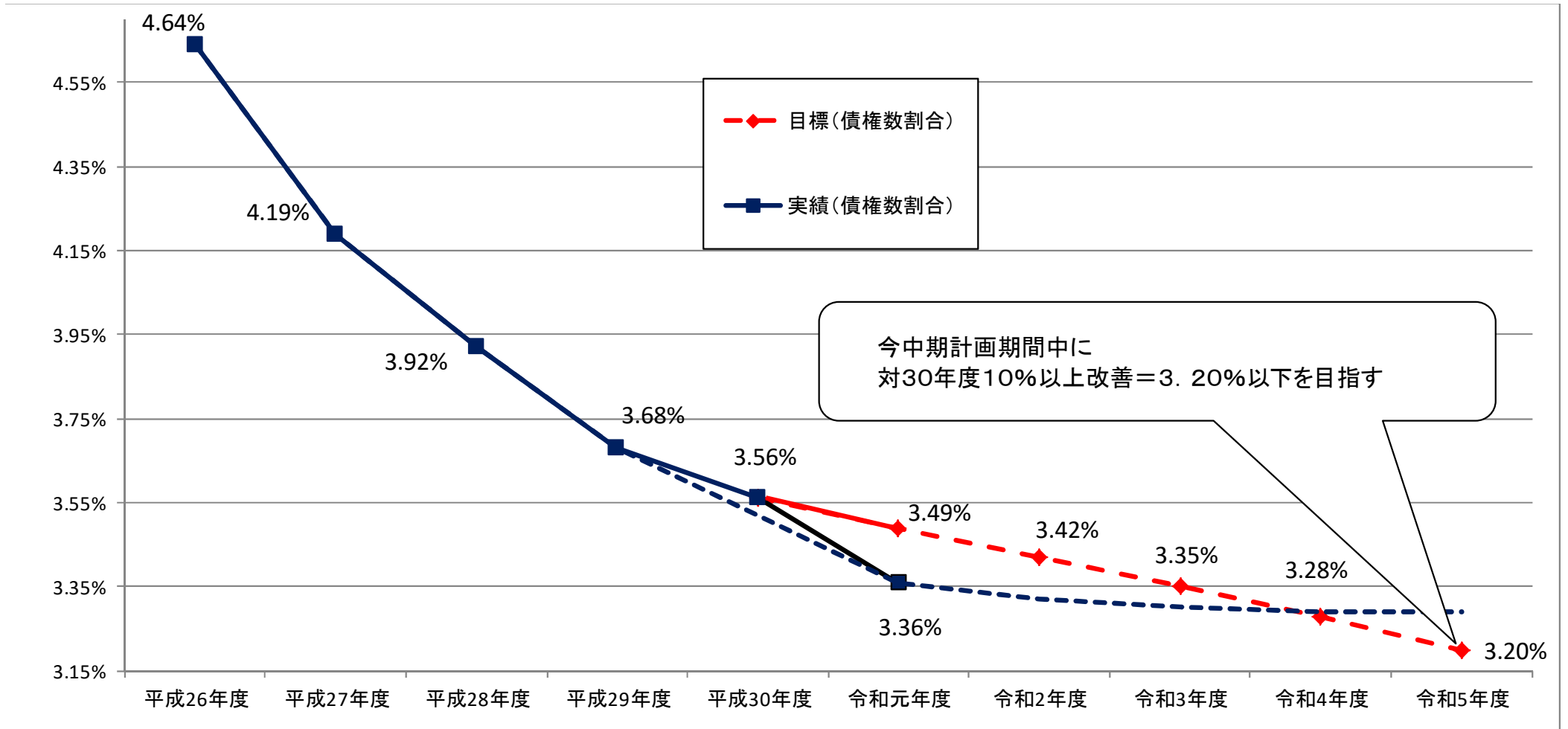
しかし、すでに、現在の回収率は非常に高い状況にあり、新規返還者の回収率(過去3年の平均:97.4%)との差が小さくなっていることから、上昇の幅が低減しております。

※2 初期段階では資金等の投入を増やせば効果は増加するが、やがて効果の増加分は次第に減っていき、ついに頭打ちになるというもの

※3 平成16年度に開始した機関保証制度は、年々要返還債権に占める利用者の割合が増加しており、今後も増加を続けると見込まれます。現在、人的保証債権の割合が高いことから、当年度分回収率は、人的保証債権の回収率と近いところですが、今後は機関保証債権の回収率に近づくため(令和元年度 全体:97.1%、人的:97.3%、機関:96.8%)、今後当年度分回収率は、低下に転じることが見込まれます。

※4 平成30年度において、返還期限猶予審査にマイナンバーの活用を本格的に導入したことに伴い、申請書類の不備・不足が増加し、猶予が認められない者が増加し、一時的に、平成30年度の返還期限猶予利用債権が減少するに至りましたが、それらの返還期限猶予申請者は、不備・不足の解消とともに、利用が承認されており、令和元年度末までには、その影響はなくなっております。(猶予利用が認められず、延滞が発生すると、回収率は低下し、延滞債権割合は上昇します。)

(3) 要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合の改善率



区分	第3期中期計画期間					第4期中期計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標(改善率)						2.00%	4.00%	6.00%	8.00%	10.00%
目標(債権数割合)						3.49%	3.42%	3.35%	3.28%	3.20%
実績(債権数割合)	4.64%	4.19%	3.92%	3.68%	3.56%	3.36%				

(3) 要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合の改善率

グラフは、「3か月以上延滞債権数の割合」を表示しており、青線が赤線(目標)を下回ると、目標達成となります。

延滞債権数割合はすでに非常に低く底打ちの状況であり、低下の幅は年々縮小しており(※5) (「収穫逡減の法則」※2)、令和5年度に目標値の3.20%まで低下させることは困難と見込まれます。

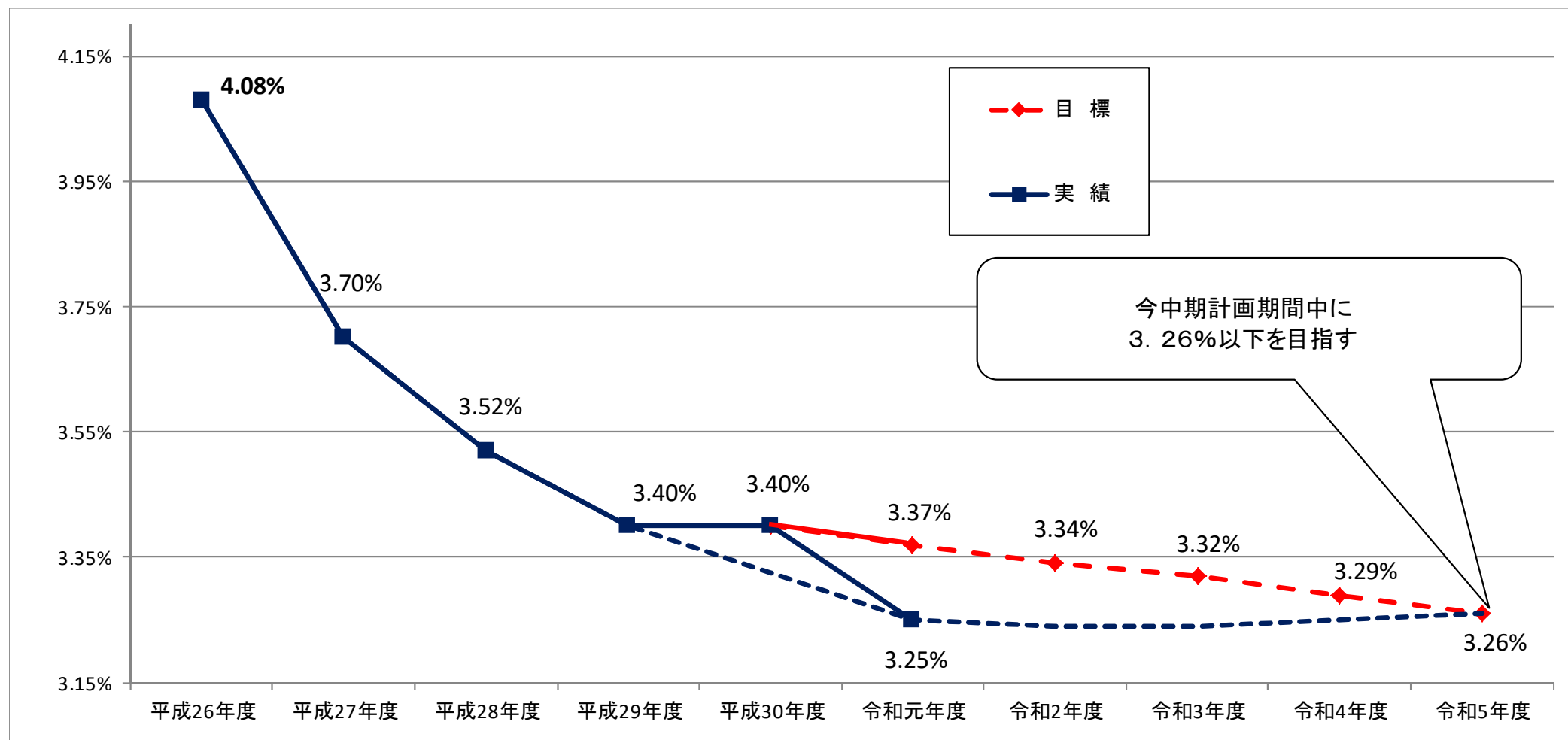
平成30年度の低下が小さく、令和元年度に大きく低下したことは、平成30年度に返還期限猶予利用債権が減少し(※4減少した理由は後記のとおり)、令和元年度に回復したことが影響しているため、令和2年度はこの影響がなかった場合の推計値をもとに、青字点線のとおり推移すると見込まれます。

※2 初期段階では資金等の投入を増やせば効果は増加するが、やがて効果の増加分は次第に減っていき、ついに頭打ちになるというもの

※4 平成30年度において、返還期限猶予審査にマイナンバーの活用を本格的に導入したことに伴い、申請書類の不備・不足が増加し、猶予が認められない者が増加し、一時的に、平成30年度の返還期限猶予利用債権が減少するに至りましたが、それらの返還期限猶予申請者は、不備・不足の解消とともに、利用が承認されており、令和元年度末までには、その影響はなくなっております。(猶予利用が認められず、延滞が発生すると、回収率は低下し、延滞債権割合は上昇します。)

※5 回収促進策の効果による長期延滞者の減少と、延滞となりにくい新規返還者の増加によって、機構の債権全体の3か月以上延滞債権割合は、継続的に低下しています。
しかし、すでに、現在の延滞債権割合は非常に低い状況にあり、新規返還者の延滞債権割合との差が小さくなっていることから、低下の幅が低減しております。

(4) 要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合



区分	第3期中期計画期間					第4期中期計画期間				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標						3.37%	3.34%	3.32%	3.29%	3.26%
実績	4.08%	3.70%	3.52%	3.40%	3.40%	3.25%				

(4) 要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合

グラフは、「3か月以上延滞債権額の割合」を表示しており、青線が赤線(目標)を下回ると、目標達成となります。

延滞債権額割合は、すでに非常に低く底打ちの状況であり、年々その幅を縮小(※5) (「収穫逡減の法則」※2)しながらも、継続的に低下してきましたが、元年度の実績値は、保証機関によるすみやかな代位弁済など、好条件が整ったことにより3.25%を達成したが、令和2年度以降の見通しとしては3.26%をわずかに上回り、目標値を達成することは困難な可能性が高いと見込まれます。

平成30年度に低下が止まり、令和元年度に大きく低下したことは、平成30年度に返還期限猶予利用債権が減少し(※4減少した理由は後記のとおり)、令和元年度に回復したことが影響しているため、この影響がなかった場合の推計値をもとに、青字点線のとおり推移すると見込まれます。

- ※2 初期段階では資金等の投入を増やせば効果は増加するが、やがて効果の増加分は次第に減っていき、ついに頭打ちになるというもの
- ※4 平成30年度において、返還期限猶予審査にマイナンバーの活用を本格的に導入したことに伴い、申請書類の不備・不足が増加し、猶予が認められない者が増加し、一時的に、平成30年度の返還期限猶予利用債権が減少するに至りましたが、それらの返還期限猶予申請者は、不備・不足の解消とともに、利用が承認されており、令和元年度末までには、その影響はなくなっております。(猶予利用が認められず、延滞が発生すると、回収率は低下し、延滞債権割合は上昇します。)
- ※5 回収促進策の効果による長期延滞者の減少と、延滞となりにくい新規返還者の増加によって、機構の債権全体の3か月以上延滞債権割合は、継続的に低下しています。
しかし、すでに、現在の延滞債権割合は非常に低い状況にあり、新規返還者の延滞債権割合との差が小さくなっていることから、低下の幅が低減しております。

Ⅲ 独立行政法人日本学生支援機構の 令和元年度における業務の実績に関する評価 (令和2年9月文部科学大臣)

【「総合評定」及び「返還金の回収促進」関連箇所抜粋】

1 総合評価(抜粋)

(1) 全体の評価「B」

【評価に至った理由】

全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。

(注) 評価区分は、S、A、B、C、Dの5段階で、

「B: 全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。」を標準とする。

(2) 法人全体に対する評価

一部、中期計画に定められた以上、もしくは以下(※)の業務の進捗が認められるが、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。

(※) 留学生支援事業についてのみ特記事項あり。

■債権の適切な管理及び返還金の確実な回収（機構自己評価 評価 B）

- ・外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行ったことは評価できる。
- ・債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、回収促進のための取組を実施したことは評価できる。

(1) 貸与奨学金の総回収率（機構自己評価 評価B）

区分	総回収率	当年度分	延滞分
令和元年度	88.90%	97.15%	18.59%
(参考) 平成30年度	88.3%	97.0%	17.8%

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	前年度比
要回収額	758,099百万円	729,195百万円	28,905百万円増
回収額	673,961百万円	643,713百万円	30,248百万円増
回収率	88.90%	88.3%	0.6ポイント増

- S 総回収率がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
- A 100.00%以上
- B 88.90%以上 100.00%未満
- C 71.12%以上 88.90%未満
- D 71.12%未満

・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は88.90%に達した。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、令和2年度以降に影響を及ぼすと考えられ、注視が必要であるが、令和元年度においては、年度計画値に達したことは評価できる。

(2) 貸与奨学金の当年度分回収率（機構自己評価 評定 B）

要回収額	回収額	回収率	
		令和元年度	(参考) 平成30年度
678,539百万円	659,173百万円	97.15%	97.0%

S	回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A	100.00%以上
B	97.04%以上 100.00%未満
C	77.64%以上 97.04%未満
D	77.64%未満

・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率が97.15%に達した。新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、令和2年度以降に影響を及ぼすと考えられ、注視が必要であるが、令和元年度においては、年度計画値97.04%を上回ったことは評価できる。

(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合

区分	令和元年度	(基準) 平成30年度
要返還債権数(A)	4,793,464件	4,664,770件
3か月以上延滞債権数(B)	161,105件	166,028件
割合(B÷A)	3.36%	3.56%
対平成30年度改善率	5.62%	—

- S 債権数の割合がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
- A 2.91%以下
- B 3.49%以下【改善率2.0%以上】 2.91%超
- C 4.36%以下 3.49%超
- D 4.36%超

・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合は3.36%、平成30年度実績に対する改善率は5.62%となった。新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、令和2年度以降に影響を及ぼすと考えられ、注視が必要であるが、令和元年度においては、年度計画値を達成したことは評価できる。

(4) 貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合

区分	令和元年度	(基準) 平成30年度
要返還債権額(A)	7,424,035百万円	7,261,719百万円
3か月以上延滞債権額(B)	240,920百万円	246,728百万円
割合(B÷A)	3.25%	3.40%

- S 割合がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
- A 2.81%以下
- B 3.37%以下 2.81%超
- C 4.22%以下 3.37%超
- D 4.22%超

・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合は3.25%となった。新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、令和2年度以降に影響を及ぼすと考えられ、注視が必要であるが、令和元年度においては、年度計画値の3.37%以下を達成したことは評価できる。